

農 第 5 5 0 号
令 和 年 月 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

福井市長 西行 茂

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)	
地域名 (地域内農業集落名)	荒木新保	
協議の結果を取りまとめた年月日		令和7年11月 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」に位置付けられている認定農業者などが主となって担う。

【主要作物】水稻、麦、飼料用米、野菜の栽培を行っている。

【その他】農業者の高齢化が進んできているが、後継者に継がせるだけの魅力がない。地球温暖化による天候異常の影響も大きい。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」に位置付けられている認定農業者などが主となって担っていく。

【将来の主要作物】水稻、麦、、飼料用米、野菜の栽培を行っていく。

【その他】有機農業を取り入れる。自動走行農機具等のスマート農業の導入を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	62.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	58.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	4.6 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。農業上の利用が困難な農地においては、粗放的な利用や保全管理を行っていく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

複数の農家が農地を管理しており、各農家の耕作する農地が分散しており集約化を行っていく必要がある。集落や地域で話し合い、基盤整備や地代の統一をする事により集落内の耕作条件を整えることで、できる限り各農家が担う農地の集約化を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、農業の生産効率の向上や農地集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化及び老朽化農業水利施設等の基盤整備も検討していく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

現在農地を請け負っている集落内外の認定農業者に農地の管理を委託していく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

活用しない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

-	①鳥獣被害防止対策	<input type="radio"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="radio"/>	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	<input type="radio"/>	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	<input type="radio"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①被害が少ないため対策は必要ない。②完熟堆肥など有機物の施用によって、環境保全の営農活動を推進していく。③自動走行農機具等のスマート農業の導入を検討する。⑦家庭菜園を行っていく。また、多面的機能支払交付金を活用し、農道の草刈、排水の泥上げ、防草シートの設置等を行う。シバザクラ等の地被植物を植栽し、畦畔の草刈り作業の労働力を軽減していく。⑩単に農業経営の収支だけでなく、国が国土保全を真剣に考える必要があり、直売所を利用した地産地消に取り組み、高齢者が生きがいを持って営農している。今後も継続していく。

4 変更申請経歴

- ・農地の追加による計画区域の農用地面積の増加 1筆(令和7年7月)
- ・農地転用による計画区域の農用地等面積の減少 89筆 3名(令和7年11月)